

令和六年 第一回（三月）市議会定例会

（令和六年二月二十六日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和六年第一回三月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、「能登半島地震について」であります。

一月一日に発生しました能登半島地震は、最大震度七を観測し、建物の倒壊、土砂災害、火災や津波などにより、甚大な被害をもたらしました。

改めて、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

被災された方々が、心穏やかに過ごせる生活が取り戻せますよう、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

本市における「能登半島地震」への対応状況であります。一月三十一日から七日間並びに二月二十日から七日間、石川県珠洲市に、職員四名を派遣し、支援物資の管理業務を支援しており、三月十九日から、さらに二名の職員を派遣することとしております。

被災地から戻った職員からは、倒壊した建物やマンホールが道路から突き出た光景、上下水道の復旧が進まず、生活に苦慮されている被災者の様子について報告を受けました。

また、大月市立中央病院からもDMATとして医師、看護師をはじめとする職員を二度にわたり、延べ十名を派遣しております。

このような災害は、決して他人事ではなく、珠洲市と同様の被害は、本市においても、発生する可能性があることから、今回の支援業務の経験を活かしながら、引き続き防災対策の強化に努めてまいります。

次に、「大雪に関する対応について」であります。

二月五日から六日にかけて、南岸低気圧の影響により市内では二十センチを超える積雪がありました。積雪の影響により、国道二十号、国道百三十九号は、集中的な除雪作業を行うための予防的通行止めの実施や、中央自動車道についても、県内外にわたり広範囲での通行規制が実施されました。

また、鉄道は、倒木などによりJR中央線が運休し、県内の各駅に多くの帰宅困難となった方がおりました。特に大月駅では、特急電車の停車や富士急行線からの乗り換え客に併せ、道路の通行止めによる大型バスからの乗客など、多くの方々が寒い中、駅構内におり、大月駅長からその方々の受け入れ要請がありました。

この要請を受け、本市では、できるだけ暖のとれる避難所を開設するため「大月東小学校の多目的ホール」、「大月区民会館」、「創価学会池田文化会館」を避難所として開設し、毛布や食料の提供を行いながら、八十二名の方々の受け入

れを行いました。

今回の避難所開設にあたって、大月区や災害協定を結んでいる創価学会の皆様には、突然の依頼にもかかわらず快くご協力をいただくとともに、おむすびやカップラーメンの差し入れなど、心温まるご支援があり、避難所を利用した方から感謝の声が届いております。このような対応をしていたいただいたことは、本市の宝であり、誇りに思えることであります。

今後とも市民の皆様や協定を締結している団体などの協力を得ながら適切な災害対応がとれるよう努めてまいります。

次に、「第八次総合計画策定について」であります。

本市では、「ひとと自然をいかし、希望のもてる未来をみんなで実現していくまち 大月」を将来像にした第七次総合計画を最上位計画と位置づけ様々な施策を展開してきました。

しかしながら、新型コロナウイルスの出現、蔓延により、社会経済活動やライフスタイルは一変しました。

また、大型ビジネスホテルが開業したことにより、人の流れなど本市を取り巻く状況も、大きく変わっております。

これらの大きな変容があったことから市の最上位計画である総合計画は見直すことといたしました。

さらに、第七次総合計画では目指すべき指標と目標が混同しており、職員の仕事に取り組む方向性が明確ではないと感じるところがありました。

そこで総花的と言われる総合計画に重点事項を設けることで、実現すべき事項を取り入れた「第八次総合計画」を策定いたしました。

第八次総合計画では第七次の将来像を継承しつつ、アウトプットと呼ばれる設定目標値だけでなく、アウトカムと呼ばれる成果指標、市民の満足度などを評価項目として設定し、市民のための総合計画といたしました。先日の全員協議会においても、幅広い活発な意見交換があり、議会とともに作り上げたという総合計画になったと感じておりますが、今後この計画を運用していく中でさらにブラッシュアップをしてまいります。

次に、「新庁舎建設整備事業について」であります。

今年度は、昨年度に策定しました「新庁舎整備基本構想」をもとに、庁舎整備検討審議会での審議をいただきながら、整備方針や建設地の選定、施設計画、概算事業費などを盛り込んだ「新庁舎整備基本計画」の策定に取り組んでおります。

この基本計画につきましては、二月七日から三月一日までの間、パブリックコメントを実施しており、いただいたご意見等を踏まえ、年度末までには策定

したいと考えております。

また、建設地の選定につきましては、審議会からの答申を受け、既存の別館や花咲庁舎を有効に活用し、周辺の用地買収プランを前提とした「現大月市役所本庁舎敷地」とすることとし、昨年十二月議会において方針を表明いたしました。これに伴い現在、用地買収に向けた準備を進めており、今月十五日には、基本計画案や用地取得の流れなどに関する「地権者説明会」を開催したところであります。移転対象となる地権者の皆様には、貴重な財産をご提供いただくことから、丁寧な説明に努め、ご理解とご協力をいただけるよう、誠心誠意をもって対応してまいります。

新庁舎建設につきましては、市民の安全や利便性の確保、市民サービスの向上と併せ、災害時の要として持続可能な庁舎となるよう、スピード感を持って、着実に進めてまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に「市制施行七十周年記念事業について」であります。

令和六年度は、昭和二十九年に大月市となってから七十周年を迎える年となります。

七十周年を記念していくつかの事業を計画しており、現在、とりまとめを行っておりますが、単なる祝賀事業とせず、これからの大月市を担っていく「子どもたち」を「未来への宝もの」と捉え、子供たちが夢をもてるような体験ができる機会を作ろうと考えております。

一例をあげますと、本物のクラシックコンサートや市内の事業者と連携したeスポーツゲームイベント、青年会議所と共同で、小中学生を対象としたプログラミングセミナーなどの開催を計画しております。

また、市外で活躍されている大月市出身者の方々にご協力をいただきながら、文化教養講座を実施する予定であります。

市制施行七十周年という記念すべき年にあたり、各種の記念事業の実施を通して、これまで大月市の発展を支えてこられた先人たちの御尽力に対して敬意を表するとともに、これからの大月市を担う子供たちにも大月をさらに好きになつてもらえるよう、さらなる飛躍の年にしてまいりたいと考えております。

次に「教育環境の整備充実について」であります。

私は、市長に就任して以来、教育・子育てを重要施策と位置づけ、安心安全な学校づくりと、良好な教育環境づくりに努めてまいりました。

教育環境づくりの大きな柱の一つとして、本市におきましては、国の「GIGAスクール構想」に基づき、学校ICTの整備を進めるべく、すべての普通

教室への電子黒板等の運用をはじめ、一人一台端末、「A Iドリル」の導入、本年度は、全学年に拡大した端末の家庭への持ち帰りと特別支援学級へのICT機器の整備を実施しており、これらを使った新しい学習、新しい授業の進め方などが展開されることに、大きな期待を寄せており、さらに、学校と保護者をつなぐコミュニケーションツールであります「テトル」を六月より順次市内小中学校に導入し、十二月には、すべての小中学校で完了しております。

このことにより、児童生徒の欠席連絡等を保護者が簡単に学校に伝えることができるようになり、欠席連絡等がデジタル化され、教員間で情報共有できるようになりました。

また、本ツールは、学校側からも、学校全体やクラス別をはじめ、部活動や通学区別などの任意のグループへの配信もできることから、学校通信・学級通信等のおたよりや、部活の遠征時、休校・災害時の緊急連絡等にも活用しております。早速、先日の大雪の際にも正確円滑な連絡ができたとの報告を受けております。さらに、電話対応時間の削減、ペーパーレス化など、SDGsや働き方改革にも相乗効果が期待されるものであります。

今後は、市内すべての学童クラブにも本ツールを導入し、子供たちの情報を確実に共有することで安心、安全な学校生活に大きな効果を発揮できるものと考えております。

次に、「初狩地区子育て応援施設整備事業について」であります。

初狩地区には、保育所、小学校及び学童クラブがあり、老朽化した初狩保育所の施設と、学童クラブが小学校から離れていることが課題となっております。保育所の施設整備は、昨年六月、建設の候補地となりました初狩小学校校庭の関係者である小学校教職員及び保護者代表と意見を交わし、校門周辺の混雑、通学路の安全など、現状の課題を認識する中で、検討を進め、学童クラブを併設する方向で、十二月六日に地域での説明会を開催し、多くの方に賛同していただきました。

これにより、市道上に待機していましたスクールバスは、校庭内に転回、待機場所を確保し、学童クラブは保育所の隣接地として、小学校、保育所、学童クラブを一体的に整備することにより、幼児教育と小学校教育の保小連携が強化できるものと考えております。

今後、令和六年度に設計業務に着手し、令和七年度には工事着工、令和八年四月から保育所、学童クラブの開所を目指してまいります。

次に「大月・上野原合同企業ガイダンスについて」であります。

大月市と上野原市が共催し、ハローワーク大月や大月市商工会、上野原市商工会と連携、協力する中で、三月十日に、大月短期大学において、大月・上野原市内の企業に興味のある求職者を対象に、「大月・上野原合同企業ガイダン

ス」を開催します。

このガイダンスは、参加者が自由に企業ブースを訪問する形式で行い、大月・上野原で事業活動を行う企業について知ってもらうことや、新卒者や一般求職者を企業と繋ぎ、地元で働く意欲のある方へ参加企業の事業内容を紹介するものであります。

大月市からは十七社、上野原市からは十四社、計三十一社の企業に参加いただくこととなっております。

また、高校生にも参加していただきたいことから、高校の進路指導の先生にも案内をしており、保護者も参加できる形での開催となっております。今回は両市での初めての合同開催とし、企業間の連携や求職者の選択肢を多くすることで両者にとっても効果的になるよう是非、この東部地域の魅力ある企業の仕事に興味のある多くの方々のご参加をお待ちしております。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告が一件、条例案件が十七件、予算案件が十一件、その他の案件が二件の計三十一件となっております。

はじめに、報告第一号の「専決処分事項について承認を求める件」についてであります。これは、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分をいたしました補正予算、一件につきまして、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるもので二月五日の降雪による除雪作業経費などであります。

次に、条例案件についてであります。

議案第一号「大月市手数料条例中改正の件」についてであります。

これは、政令の改正に伴い、証明手数料などを見直すものであります。

次に、議案第二号「大月市児童館条例制定の件」についてであります。

これは、子ども家庭総合支援センターの移転に伴い条例を制定するものであります。

次に、議案第三号「大月市監査委員条例等中改正の件」についてであります。

これは、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第四号「大月市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、生活保護の医療扶助において、外国人保護者がマイナンバーカードを利用できるよう所要の改正を行うものであります。

次に、議案第五号「大月市職員の育児休業等に関する条例中改正の件」及び議案第六号「大月市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、令和六年度より会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第七号「大月市介護保険条例中改正の件」についてであります。これは、介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者の保険料負担軽減を図るため、見直すものであります。

次に、議案第八号「大月市子ども家庭総合支援センター条例中改正の件」についてであります。これは、現在、総合福祉センターに設置している「子ども家庭総合支援センター」を令和六年度より本庁舎に移転するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第九号「大月市総合福祉センター条例中改正の件」についてであります。

これは、子ども家庭総合支援センターの移転に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第十号「大月市ひとり親家庭医療費助成に関する条例中改正の件」についてであります。これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第十一号「大月市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例中改正の件」から議案第十四号「大月市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例中改正の件」についてであります。

これは、指定居宅サービス等の事業に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第十五号「大月市営住宅条例中改正の件」についてであります。これは、子育て世帯の市営住宅入居資格の緩和を目的として、収入要件や対象範囲の見直しを行うものであります。

次に、議案第十六号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例廃止の件」についてであります。

これは、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、現時点で条例を適用することがないことから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第十七号「大月勤労者体育センター設置及び管理条例廃止の件」についてであります。

これは、大月勤労者体育センターは、令和六年三月三十一日をもって閉館す

ることから、条例の廃止等をするものであります。

続きまして、予算案件についてであります。

令和六年度当初予算についてであります。予算編成方針として引き続き「財政健全化を見据え、より効果的な予算編成に努める」という認識のもと「子育て、少子化対策」、「市内事業者の産業振興対策」を重点施策とし、「市制七十周年記念式典事業経費」や「初狩地区子育て応援施設整備事業」として、初狩保育所と学童クラブ「たきご」との複合的な施設とするための経費を計上しております。

まず、議案第十八号「令和六年度大月市一般会計予算」についてであります。予算総額は、百二十四億千三百万円で、前年度予算に対し、二億二千万円、率として一・七パーセントの減となっております。

主な歳入であります。市税は、市民税を、直近の歳入見込等から四千六百万円余り増額の十一億七千四百万円余りと見込み、また、固定資産税は、五年度実績等を考慮し三千五百万円余り増額の二十七億八千四百万円余りと見込み、市税全体では、八千七百万円余り増額の四十一億八千四百万円余りを計上いたしました。

地方交付税は、地方財政計画の歳入見込みや実績などから、普通交付税を七千万円の増額を見込み、地方交付税全体で、二十九億円を計上いたしました。国庫支出金は、市営住宅駒橋団地の取得にかかる社会資本総合整備交付金などの減額により、三億六千四百万円余り減額の十三億八千九百万円余りであり、ます。

寄附金は、ふるさと大月応援寄附金の増額を見込み、一億円余り増額の二億円余りであります。

繰入金は、各種事業への財源充当や財源不足を補うための基金繰入等で三億二千九百万円余り増額の九億九千六百万円余りであります。

次に、主な歳出であります。総務費は、定年延長による隔年ごとの退職手当、システム・ネットワーク運用経費、ふるさと大月応援寄附金返礼経費、市制七十周年記念式典事業費の増などにより、四億千二百万円余り増額の十八億円余りであります。

民生費は、初狩地区子育て応援施設整備事業費や扶助費の増などにより、一億三百万円余り増額の三十四億九千六百万円余りであります。

衛生費は、一般廃棄物運搬業務経費、中央病院関係経費の減などにより、一億八千万円余り減額の十六億九千九百万円余りであります。

農林水産業費は、五ヶ堰調査計画策定委託の増などにより、三千六百万円余り増額の二億七千三百万円余りであります。

商工費は、観光資源保全管理事業などの減により、二千万円余り減の八千三百百万円余りであります。

土木費は、市営住宅駒橋団地再整備事業の減などにより、二億四千三百万円余り減額の十二億七千万円余りであります。

消防費は、小型動力ポンプ付水槽車整備事業の増などにより、九千五百万円余り増額の六億八千八百万円余りとなっております。

教育費は、学校ICT整備事業、児童生徒登下校バス委託料、中央公民館維持補修、大月短大緑出金の増などにより、一億六千三百万円余り増額の十二億七千八百万円余りあります。

公債費は、第三セクター等改革推進債借換債の減などにより、五億八千四百万円余り減の十六億八千二百万円余りとなっております。

次に、議案第十九号「令和六年度大月市大月短期大学特別会計予算」につきましては、短大運営経費など、三億六千六百万円余りを計上しております。

次に、議案第二十号「令和六年度大月市国民健康保険特別会計予算」につきましては、保険給付費など、二十八億二千八百万円余りを計上しております。

次に、議案第二十一号「令和六年度大月市介護保険特別会計予算」につきましては、保険給付費など、三十億一千万円余りを計上しております。

次に、議案第二十二号「令和六年度大月市介護サービス特別会計予算」につきましては、要支援者に対する介護予防経費など、六百六十万円余りを計上しております。

次に、議案第二十三号「令和六年度大月市後期高齢者医療特別会計予算」につきましましては、後期高齢者医療広域連合納付金など、八億三千四百万円余りを計上しております。

以上、五つの特別会計の歳入につきましては、それぞれの事業に係る収入及び国県支出金、一般会計からの繰入金などで賄っております。

次に、議案第二十四号「令和六年度大月市簡易水道事業会計予算」につきましては、令和六年度から公営企業会計へ移行いたします。収益的収入に二億二千二百万円余りを、収益的支出に二億八百万円余りを計上しております。

資本的収入は、補助金及び企業債など二億五千三百万円余りを、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金など、二億九千五百万円余りを計上し、資本的収支で不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんすることとしております。

次に、議案第二十五号「令和六年度大月市下水道事業会計予算」につきましても、令和六年度からの公営企業会計へ移行いたします。収益的収入に四億一

千万円余りを、収益的支出に四億四百万円余りを計上しております。

資本的収入は、補助金及び企業債など三億三百万円余りを、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金など、四億九千九百万円余りを計上し、資本的収支で不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんすることとしております。

続きまして、その他の案件についてご説明申し上げます。

議案第二十九号「大月市第八次総合計画基本構想・基本計画を定める件」についてであります。

これは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、大月市議会基本条例第十四条の規定により、議会の議決を求められます。

次に、議案第三十号「山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件」についてであります。

これは、山梨県市町村総合事務組合において共同処理する事務を変更するため、地方自治法第二百九十条の規定により議会の議決を求められます。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。